

漏水により水道料金が高額になった場合の減免について

平成 28 年 4 月 1 日以降に、自然災害等が原因で水道管破裂等による漏水が発生し、水道料金が高額になった場合、水道料金の減免を受けられますので、下記をご確認のうえ対象の方は申請書等を環境水道課または各支所農林建設水道係へご提出下さい。

【内容】

水道管破損による漏水により増加した使用水量を、その月の前 2 箇月の平均使用量に減量し水道料金を算出します。

【対象】

以下（自然災害等も含む）の漏水で、不可抗力とみなされる漏水が対象になります。

- ・地下や壁など埋設されている給水管の破損による漏水
- ・容易に見えない床下などの露出給水管の破損による漏水
- ・寒波による給水装置の破損による漏水 など

【必要書類】

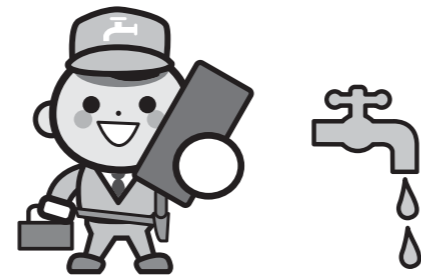
- ①水道料金等漏水減免申請書
(環境水道課および各支所農林建設水道係窓口に配置してあります。)
- ②山都町指定工事業者による工事内容のわかる見積書等および領収書
- ③修繕前後の写真または被災写真
- ④運転免許証やマイナンバーカードなど、本人が確認できるもの
- ⑤印鑑

【その他】

詳しい内容については、お気軽にお問い合わせ下さい。

(問い合わせ先)

環境水道課 72-4002 清和支所農林建設水道係 82-2111
蘇陽支所農林建設水道係 83-1111



臨時福祉給付金のご案内

- ① **臨時福祉給付金とは？** 平成 26 年 4 月に実施した消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和します。
- ② **給付対象者** 平成 28 年度臨時福祉給付金の支給対象者
- ③ **給付額** 〇給付対象者 1 人につき **15,000 円**
- ④ **申請手続** 申請先は、基準日（平成 28 年 1 月 1 日）において住民登録がされている市町村となります。
- ⑤ **申請方法**

下記の【提出書類】【申請時に持参するもの】をお持ちの上、本庁健康福祉課、各支所健康福祉係で申請ください。

【申請期間】平成 29 年 4 月 27 日（木）～平成 29 年 7 月 31 日（月）

【提出書類】申請書（ピンク色の用紙）

【申請時に持参するもの】

- ①本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）
※申請書内の申請・受給者および同一世帯の支給対象者、全ての方の本人確認書類が必要です。
- ②口座確認書類（給付金振込希望口座の通帳またはキャッシュカード）
- ③印鑑

※申請・受給者及び支給対象者以外の受給を希望される場合は、裏面「4. 代理申請・受給を行う場合」に記入・押印の上、申請ください。

【申請書提出先および申請方法に関するお問い合わせ】

健康福祉課福祉係 72-1229
清和支所健康福祉係 82-2111
蘇陽支所健康福祉係 83-1111

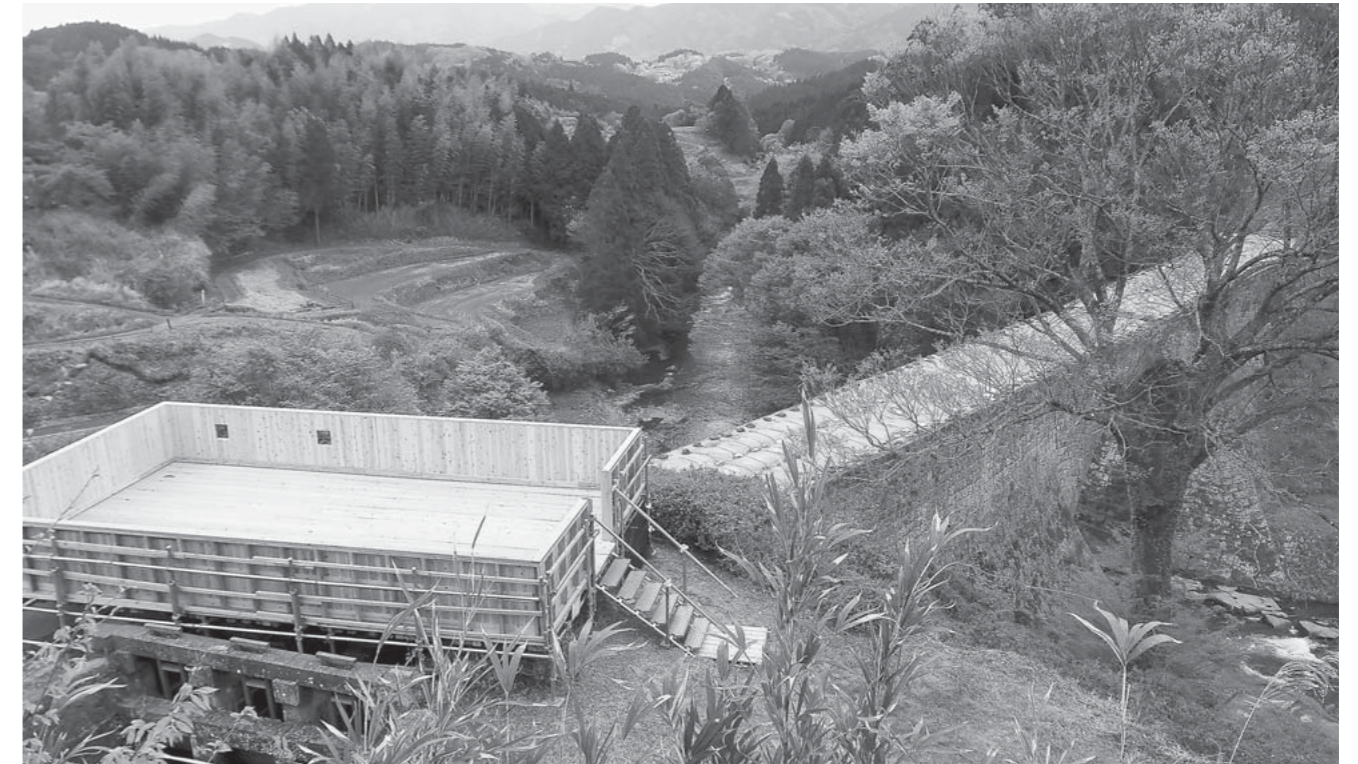
【制度に関するお問い合わせ】

厚生労働省専用ダイヤル 0570-037-192

通潤橋保存修理工事“見学所”設置

平成 28 年熊本地震により被災した通潤橋の復旧工事が始まりました。その修理の様子を公開するため、通潤橋取入口付近に“見学所”を設置しました。

今だからこそ見学できる歴史に残る大規模修理工事をぜひご覧下さい。



- 〇 公開期間 平成 29 年 4 月 27 日（木）から 工事竣工まで（平成 31 年 3 月予定）
- 〇 利用時間 午前 9 時 から 午後 5 時まで ※申込み不要
※雨、積雪、荒天等により急きょ閉鎖する場合があります。
- 〇 工事スケジュール 春～仮設工事
夏頃～手摺石の積み直し、通水管の被覆土の除去、石管露出
秋・冬～通水管の補修（平成 30 年度以降も同様の工事を行う予定）
- 〇 注意事項 見学所階段は、急傾斜の工事用足場を使用しています。
利用上の注意を守って、安全な見学をお願いいたします。

<禁止事項>

- 人を押す、走る、飛び跳ねる等の危険な行為
- ハイヒールや滑りやすい靴を着用しての利用
- 階段部での写真撮影
- 小学生以下の子供たちのみでの利用
- 通潤橋上や工事区域への進入
- その他、転倒、墜落につながる危険な行為

- 〇 問い合わせ先 生涯学習課 72-0443
山の都創造課 72-1158

